

広島市食品ロスの削減の推進に関する条例（仮称）について

1 経緯

広島市議会では、令和3年10月から本市における食品ロスの現状や削減に向けた取組について調査・研究を続け、令和4年12月議会に「食品ロスの削減の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を議員提出議案の形で提出することを目標に検討を進めている。

2 趣旨

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）により本市等に義務又は努力義務が課せられている事項の確実な実施を図るため、この法律の趣旨にのっとり、本市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項（本市が実施すべき具体的な施策、食品関連事業者・農林漁業者が務めるべき具体的な取組等）を定めるものである。

3 本市の責務（条例素案の全文は別添1のとおり。）

条例成立により、本市には以下のとおり責務が課せられる。

- ・ 環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育等の食品ロス関係部局と連携の上、食品ロス削減推進計画を策定する（第7条第1項～第5項）。

※ ただし、附則2のとおり、広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に位置付けられた現行の食品ロス削減推進計画を、この条例で求められている食品ロス削減推進計画とみなす。

- ・ 毎年、食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施状況を、広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会及び市議会に報告・公表する（第7条第6項）。
- ・ 消費者、事業者及び学生等に対し、食品ロスの削減に関する普及啓発を行う（第8条）。
- ・ 食品関連事業者や農林漁業者等が実施する食品ロスに関する取組を支援する（第9条）。
- ・ 食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う（第10条）。
- ・ 食品ロスの実態に関する調査と、その効果的な削減方法等に関する調査・研究を行う（第11条）。
- ・ フードバンクやフードドライブ活動の支援等を行う（第12条）。
- ・ 食品廃棄物の再生利用が促進されるよう、施策を策定・実施する（第13条）。
- ・ 食品ロスの削減に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係部局相互の連携を図るための体制を整備（第14条）し、必要な財政上の措置を講じる（第15条）。

4 本市（広島市廃棄物処理事業審議会）の対応

(1) 広島市廃棄物処理事業審議会の名称等変更

広島市廃棄物処理事業審議会（以下「審議会」という。）は、広島市附属機関設置条例（別添2のとおり。）において設置することとされた市長の附属機関であり、その設置目的は「市長の諮問に応じ、廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議すること。」である。

しかしながら、近年のごみ行政には、廃棄物の適正処理だけでなく減量化や資源化の推進といった役割が強く求められており、現に審議会においてもごみの減量・リサイクルに関する本市の取組について報告し審議していただいているという実態があるものの、現在の審議会の名称や設置目的からは廃棄物の減量化・資源化事業を推進するという意図を読み取ることが難しい。

また、過去に審議会の中で、時代の変化に対応して、審議会の名称を市の資源循環の取組が反映されたものに変更してはどうかとの意見が出たことがある。

このことから、条例の附則3のとおり、条例施行日をもって、審議会の名称を「広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」に、設置目的を「市長の諮問に応じ、食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関する重要な事項を調査審議すること。」に変更し、併せて審議会規則（別添3のとおり。）の改定を行う。

	名称	設置目的
現行	広島市廃棄物処理事業審議会	市長の諮問に応じ、廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議すること。
↓		
変更後	広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	市長の諮問に応じ、食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 広島市食品ロス削減推進部会の設置

審議会規則第8条では、「専門の事項を審議させるため、部会を置くことができる。」とされている。

本市では、条例素案の市民意見募集が始まった9月中旬から、新たに設ける食品ロス削減に特化した部会において食品ロスの削減の推進に関する事項を調査審議していただくべく、審議内容やメンバーについて検討を行ってきた。

部会では、廃棄物処理の分野だけでなく、環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育等の幅広い観点から、食品ロスの削減に関する施策の展開や評価等を調査審議していただく予定である。

また、部会のメンバーは、審議会規則で審議会委員の中から指名するとされていることから、指名された委員においては部会への参加及び円滑な運営に御協力をお願い申し上げます（部会メンバーは別添4のとおり。）。